

●第1回委員会 会議要点録

平成17年1月28日 19時～21時
多摩市役所 特別会議室

出席者：檜垣 正巳委員長、白鳥 光洋 副委員長、岡崎 和子 委員、小澤 尚子 委員、
武智 秀之 委員、堤 香苗 委員

事務局：多摩市長、企画政策部長、企画課長、企画調整担当主査、企画課主査

【第1回 多摩市自治推進委員会 決定事項 概要】 * 決定事項…太字

■委員長及び副委員長の選任

1. 委員長 檜垣 正巳 委員
2. 副委員長 白鳥 光洋 委員

■会議運営に関する事項

概ね、資料4のとおり了承。次の項目について修正・追加。

1. 会議時間 原則2時間30分とする。
2. 傍聴者への対応について……__部分が追加
 - 傍聴者の発言は、原則認めない。
 - 傍聴者からの意見(提案)について、文書にて受け付ける。(提出者は、委員数の意見書(提案書)を用意すること。取り扱いはアンケートと同様とする。)《追加》

■検討日程について

概ね、資料5のとおり了承。市長の諮問は、第3回の委員会(3月29日)において。諮問内容は、「行政評価」(評価手法、市民協働型第三者評価機関)について。

市議会の9月に行われる決算特別委員会における審議対象となるため、6月中に答申する。そのため、**第3回から第6回の委員会の開催を集中的に行う。**(日程調整は事務局)

■審議(意見交換)

1. 市民参画における救済的機能について

自治推進委員会においては、福祉オンブズマンのように苦情等の仲裁処理機能は実質的には不可能。具体的な権利侵害の規定の無いものの救済は想定できない。また、包括的な判断も難しい。

市民参画における苦情等の申し立てが生じた際、具体的なケースを見た上で、取り扱い方法及び場合によっては望ましい人選小等を含めた新たな取り扱い機関等について判断する。

2. 情報共有について

自治基本条例及び市民参画等における市民理解は充分とはいえない。市の情報が多く、市民が望む情報までたどりつかないこともある。情報の開示だけではなく、優先順位、包括的なまとめが必要。市の周知の努力は認めるが、市民が理解しなければ意味がない。

「市民が市民の手で市民の責任で市民にわかってもらうこと」の理解が重要。

3. 自治基本条例等について

まず、この条例を市民に知ってもらう事から始まる。推進という立場から条例のチェックが必要。

4. 自治推進委員会の成果について

自治基本条例について、この委員会で市民にわかりやすく翻訳できる機能、市民が満足度を感じられるような新しい仕組みが委員会の目指す成果となるのではないか。

住民同士の自主的な意思決定の仕組み、行政のバックアップの仕組みが構築できるか、それが目標のイメージとしてある。

今がスタートライン、市民の生活が豊かになることを検討する。

【第1回 多摩市自治推進委員会 要点記録】

事務 (1月28日(金曜)午後7時) 定刻になったので、開始する。

局 ・委員が選出されるまで、企画政策部長の田村が議事進行を勤める。
・市の規定で審議会は原則公開。既に傍聴者がいることのご了解をいただきたい。

1. 市長挨拶

市長 全国で初めての自治推進委員会。内容がまだ明確でないにも関わらず委員を受けて頂き感謝している。

平成16年度は、大きなふたつの変革があった。

ひとつは自治基本条例。

のべ1300人の市民が230時間をかけて原案を作成し、平成16年3月に議会修正により可決、8月から施行。多摩市の定める最高規範であり、基本的な条例。

もうひとつは、行財政再構築プラン。

これからの自治体では、右肩上がりの行政計画を実施するのは難しい。行財政診断白書を作成し、それに基づき行財政診断委員会に処方箋を書いていただき、行財政再構築プランを策定した。市町村合併により現在2800程の市町村の中で、多摩市の市民が税を納める力は上から20番。一方で税が収入の6割を占めるほどの力を持ちながら、経常収支比率98パーセントと、硬直している現状がある。

多摩市は道路は広い、緑は多い、福祉、教育はトップクラスと、基礎体力はあるが、これからは担い切れない。小さな市役所になりながら、多様な主体で公共的サービスを担い合い、これまで以上に公共的サービスが行き届くようしくみに変えよう、と、再構築プランを作成した。平成16年度は、その実施の初年度にあたる。自治基本条例は地方分権時代の基本ルール。第6章、第30条に自治推進委員会について述べられており、自治の推進における監視役であり推進役。市民の思いが形となった条文であり、それを実現して行くための委員会である。

この委員会にどのような運営をお願いするかには、内部でも議論をした。アウトプットは未知数。条文にあるように、自治の推進に関する重要な事項を提言していただくことで、その幅は広く、ここだけ、との領域はない。運営の仕方そのものについても、こうするという規定はない。委員の皆さま各位には、ぜひそれぞれのご見識の中から自由な発想を発揮していただき、その仕組みを作っただけだと、存じ上げる。

初日である本日に諮問を出すのが一般的だが、本日は諮問の形では用意はしていない。詳しくは事務局から申し上げるが、諮問のテーマとしてひとつには行政評価を考えている。政策評価は既に試行として開始しているが、事務事業評価についても、15年度決算から試行を開始した。

それらについて、第3回くらいからの諮問を考えている。今日のところはそのような形で意見の交換をお願いしたい。

お力をお貸し頂きたくよろしく願います。

2. 委嘱状の交付

[多摩市長より委嘱状の交付]

3. 委員紹介【資料1】

事務局 自治推進委員は、資料1のとおり6名。委員の構成は、地方自治に見識を有す

る者2名、市内全域を活動範囲としている団体の推薦する市民2名、公募市民2名。

[委員自己紹介]

4. 多摩市自治基本条例について【資料2、資料3】

[事務局説明]

5. 委員及び委員の選任

事務局 施行則第37条第2項『委員長は、地方自治に識見を有する者の中から、副委員長は、市民のなかから互選でこれを定めます。』とあるとおり、立候補、推薦を。

委員 これまでの経験からして檜垣委員にお願いしたい。〔檜垣委員、了承〕

事務局 続いて委員の推薦を。同規則により、市民委員から。

委員 自治基本条例は、「市民自治基本条例をつくる会」(以降「つくる会」)での検討経緯があった。つくる会に参画されていた白鳥委員にお願いしたい。〔白鳥委員、了承〕

委員 自由に発言させていただきながら司会を務めたい。

委員 皆で方向性を共有しながら、2年後にどんな成果を生かすかをざっくばらんに意見交換したい。

[司会 事務局から委員長に交代]

6. 会議運営に関する事項の確認について【資料4】

委員 次第6、会議内容に関する事項について。

[事務局説明]

委員 『4 傍聴者の対応について』の3項目『傍聴者からの発言は、認めない。』について。審議会は原則この形と思うが、この委員会は条例策定に市民が関わってきた経緯もあり、意識や関心の高い傍聴者がいる。「原則として」と流動的で良い。

もう1点。傍聴用の資料は閲覧のみだが、配ってもよろしいのでは。

委員 私も、最初は傍聴者の発言は自由で良いと思っていた。しかし他の委員会の委員を務めた経験から、委員の発言の自由を確保するためにこの原則があることは、ひとつの参考にしても良いと思うようになった。

- 他の委員から、委員会と傍聴者との線引きが見えなくなる、との懸念が出さ

れた。

- 一般の方が会に入って公開の意見を伺うとき、何度か、個人的な誹謗、中傷を受け、その後の発言のトーンを下げざるを得ないことがあった。
- 殆どの傍聴者は大丈夫だと思うが、色々な主義主張を持つ方がいる。身の危険を感じる、とまでは言わないが、あまりオープンにしてしまうのは疑問。

委員 傍聴者意見を全くシャットアウトするのはどうかと思うが。

委員 委員と傍聴のやりとりは原則としてない、との趣旨。

委員 先程の指摘の趣旨は理解したが、最初から全部絞るのは違和感がある。『原則として』、とし、運用、テーマによって委員間で判断しては。

委員 『4 傍聴者の対応について』の3項目後半に、『委員会終了後、感想等についてアンケートを実施する。』とある。アンケートで意見を出していただき、傍聴者の発言を認めない旨は『原則』とし、適宜対応する方向で。

委員 審議の時間。2時間30分とあるが、密度を濃くし、2時間が目安で良いのではないか。

委員 大学の講義も1時間半が基本なのであまり長いのはどうか。そのときの進行にもよるが。

委員 概ね2時間。2時間半は越えない、ということで。

委員 傍聴者の意見は、アンケート以外にも文書であれば受け付けても良いのでは。第三次総合計画の審議会ですらあった。

委員 このアンケート様式に限らず、文書でのご意見を受ける。

委員 委員が特定して糾弾されるのでなければ。

委員 傍聴者の意見は、委員会として受ける。事務局は傍聴者意見をまとめ、委員全員に配布する。

7. 審議(諮問)内容及び検討日程について

委員 次第7。

事務局 この委員会は、市長の諮問に関わらず、自治の推進に関する重要事項について、市長提言することができる。市長が挨拶で触れた件も含め、審議の候補案として、事務局で4つの柱を案として立てさせていただいた。

[資料5: 多摩市自治推進委員会 審議内容、検討日程]

委員 諮問は次回に出されるのか。

事務局 第3回で諮問、第6回くらいまでにご意見をまとめていただくことを考えている。最初の諮問予定は、資料5、スケジュール4段目、行政評価について。閲覧資料

の『平成 15 年度多摩市行政評価報告書』は内部評価。自治基本条例に定める「市民の評価への参画」をどのように進めるか。第三者評価になるのか、どういったあたりかたが望ましいか。

委員 審議日程は、3回からと決まっているものを中心に随時付け加えさせていただく。なお、スケジュールは集中的になるだろう。

8. 審議【資料2, 6, 7, 8, 9】

〔事務局説明〕

委員 救済機関とは、委員が個々の権利侵害を認めて審議することではなく、条例そのものがうまく機能していない場合に条文の見直しを検討する、との意味か。言い回しが長いので、因果関係が明確に整理されていない。

委員 参画の権利の侵害についての市民からの苦情など、支障のない範囲で具体的な例を教えてほしい。

委員 つくる会では、福祉以外の分野も受け持つ行政オンブズマンを想定していた。具体的な苦情が出たとき、その苦情と条例の内容のどちらを審議するのか、の判断は難しい。

委員 救済機関を設置すべきか、を検討するのか。

委員 現状例では、自治推進委員会は市民案の救済機関の機能を含んでいる。

委員 つくる会の市民案で、別の苦情処理機関を作るとなっているものを、現条文では自治推進委員会で機能を持つ方向に変わった。

委員 苦情等が具体的に出てくれば審議すれば良いのか。

委員 多摩市のオンブズマン制度について整理してほしい。

委員 福祉オンブズマンの機能をこの委員会で全部処理すると、委員会が進まない。

委員 この委員会で具体的な苦情処理までするとすると、調査や真偽の確認など月1回の会議で処理するのは不可能。他に対応する機関があるのか、そういうものに対応する行政オンブズマンを設置するのか、あがってきた意見を振り分ける場になるのか。

この委員会が安易に全部受けると、委員会本来の目的が機能しない。

委員 そのような制度を作る場合のあり方等を、この場で審議するのではないか。

委員 第三者評価も類似の問題が出てくる。ここで審議するか、別の評価機関を設けるか。

委員 ここで示されたのは、市民参画に限った権利侵害の救済と思うが。

委員 具体例が出てくれば理解しやすい。具体的な事例はないか。

事務局 パブリックコメントの意見につき、「せっかく出した意見が採用されないのは市民参画の侵害」との意見を聞いたことがある。施行規則では、いただいた意見を「真摯に取り扱う」等としているが、パブリックコメントの趣旨は多数決ではなく、意見が採用されない場合もある。

事務局が審議対象として提案したのは、「市民参画のルールを創ったにも関わらず、それが侵害されたら、誰が助けてくれるのか」との市民の思いを受けてのこと。行政は、自治推進委員会が包括できるとの判断でこのような条例にしたが、規則の中でどのように運用するか見えないため、市民の「思い」が落ちていないかと危惧している。条例はパブリックコメントなど市民参画により策定したが、施行規則は市で独自に行ったのでご意見を伺いたいと考えた。

委員 参画の機会が与えられなかったことと、自分の意見が実現されなかったこととは違うと思う。

事務局 他の例は、傍聴可能な審議会の開催日が全て広報等で周知されないことへの苦情等。

委員 救済機関として、色々なパターンが考えられる。福祉オンブズマンの範囲を広げることそのひとつ。

委員 他市のコミセンの第三者評価委員を行った経験について紹介したい。

コミセンは、元々市民の自主運営で始めた。しかし30年以上を経過し、特定の人や運営するなど見直すべき点も出てきたが改善が難しいため、第三者的な評価が必要ではないか、と意味が不確定のまま始まった。実際にコミセンを運営している人に自主評価してもらい、やりとりしながら判断し、委員会の責任として答申を出した。諮問委員会だが、市民を否定するのではなく、市民の参加が阻害されないよう配慮しつつ、実質的には市民の意見を反映した答申となっている。

結論に達するまで、回数も多く、時間も長く、視察に10時間かけるなど相当な労力を要した。そのようなものの全てを、包括的にこの委員会で行うのは難しいのではないか。

委員 ここで詳細は決めず、自治基本条例に基づく市民参画で実績を積み、具体的な事例が上がって来たときに判断する、とのやりかたでどうか。

委員 具体的な意見を通し、取り組みの方法が見えて来ると思われる。

委員 市民から意見が出てきたものだけを取り上げるのか、事務局が例を出すこともあるのか。

事務局 福祉オンブズマンは、規定が侵害されることに関する代弁者と定義できる。

しかし、参画への権利とは何かとの具体的な規定は、これからの自治推進委員会の中心的課題。委員会で規定し、一方別の機関で規定をしつつ個別のケースを診断するのは、整合をとるのが難しい。行政では、市民案の「独自に規定した権利

を侵害されたらどうするか」との思いは理解できたのだが、具体的な権利の侵害のケースが正直言って想定できなかった。行政案公表後、改めてつくる会の意見も伺ったが、個々の市民の具体的なイメージにも幅があった。そのため、この委員会で包括した形で開始した。

委員 この委員会では、具体的な事例が出たら判断する方針とする。

委員 市民参画・協働についての事務局説明は、範囲が広過ぎ焦点が絞れない。

委員 事務局説明は、市はこれだけやっているとの趣旨と思うが、市民はそのことをあまり理解していないだろう。

委員 情報の共有と個人情報保護の関係についての資料提供を希望する。

事務局 個人情報保護条例があり、個人情報を集める場合、公開する場合は個人情報保護運営審議会に諮問する。(詳細は次回に資料提供。)

より開かれた自治の委員会となるためにご意見を願います。

- 市民に市の情報が届くためになすべきことは何か。
- 施行規則では委員長は識見を有する者からとしたが、そこまで規定する必要はない、との意見もある。

委員 市は、市民が参加するための器をここまで整えたが、それが市民には見えない。自治基本条例があることで市民にとってどこが良くなるのか、などの見せ方が市はうまくない。

- 公式ホームページで、引き出したい情報が引き出せない。優先順、包括的なまとめがない。この委員会が、いわば翻訳をすることが必要。
- 市民が市民の手で市民の責任で自治を推進することが理解される必要がある。

委員 この委員会が、この限られた時間と人間の中で何ができるか、結論が出ない。

委員 自治基本条例は画期的なものと思うが、知ってもらうことから始まる。

委員 行政が努力しても、市民に周知されなければ意味はない。
他に、条例のチェックが必要かとも思う。

委員 市民が満足度を感じられるような新しい仕組みが、この委員会のひとつのアウトプットと思う。

ひとりの市民が、したいことをできる範囲で関わりながら、細かいグループから公益性の高いグループに行きやすい環境、住民同士で話し合うことが決定事項になるルールが必要。例えば自治会などはあるが、どうしたら市民が自主決定でき、それを行政がバックアップできるか。活動に関わる人が、満足度を高めながら市に

貢献するしくみを、この委員会のアウトプットとして1つなり2つなり出せないか、との思いがある。

一方事務局には、他の課を説得し動かすようなしくみが必要。

委員 この委員会は、やり方次第では色々できるのではないか、期待しながら推進して行けば良い成果を得られるのではないか、と感じている。今がスタートライン。市民の生活が豊かになれるように。

－以上－